

SINET10Gbps プラスサービス約款

第1条（約款の適用）

1. この SINET10Gbps プラスサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「SINET10Gbps プラス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、全利用者で 100Gbps の利用を可能とする回線により、当社が申込書において定める当社の他のサービス（以下、「対象サービス」といいます。）のうちいずれか1つのサービスを、国立情報学研究所の提供する「SINET」（以下、「SINET」といいます。）に接続する環境を提供するサービスです。

第3条（責任範囲）

1. 当社は、本サービスに関し、国立情報学研究所が設置した回線終端装置の当社構内通信網側回線接続基部より、当社管理側のネットワーク及び設備において生じる事象にのみ責任を負い、その他の箇所において生じた事象に起因する問題については、障害等の解消の義務、利用者が生じた損害等への賠償義務、その他一切の責任を負わないものとします。

第4条（利用前提サービス）

1. 利用者は、本サービスの利用のために、別途以下の各号に定めるサービスの利用を必要とします。
 - (1) SINET
 - (2) 対象サービスのうちいずれか1つ
2. 前項各号に定めるサービスの申込みは、当該サービスの提供者へ、利用者自身が行うものとします。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2020年5月8日から適用された SINET10Gbps プラスサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2022年4月1日より適用されます。